

令和7年度門川町移住定住コーディネーター業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領に定めるプロポーザルは、令和7年度門川町移住定住コーディネーター業務を委託するにあたり、業務に対する意欲、資質、及び技術能力等を考慮し、最適な者を当該業務の受託候補者として選定するために実施するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名
令和7年度門川町移住定住コーディネーター業務
- (2) 業務内容
別紙「令和7年度門川町移住定住コーディネーター業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務委託期間
令和7年12月15日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務委託上限額
1,611,357円（消費税額及び地方消費税額含む。）

3 参加資格

このプロポーザルへの参加資格は、以下の条件をすべて満たすこととする。

- (1) 法人の場合、門川町内に本社、支社、事業所のいずれかを有する者。
- (2) 個人の場合、門川町内に住所を有する者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第16条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていない者。
- (6) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び門川町暴力団排除条例（平成23年門川町条例第16号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等にあてはまらない者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしていない者。
- (8) 宗教活動及び政治活動を目的としていない者。

4 実施スケジュール

実施内容	日時
公募開始日	令和7年11月4日（火）
質問の受付期限	令和7年11月11日（火）午後5時
質問の回答期限	令和7年11月14日（金）
参加申込及び企画提案書等の提出期限	令和7年11月18日（火）
審査委員会（プレゼンテーション審査）	令和7年11月27日（木）
審査結果通知	令和7年12月上旬
契約締結	令和7年12月15日（月）

5 参加の申込

このプロポーザルに参加する者は、以下により書類を提出すること。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認めないものとする。

（1）受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月18日（火）（必着）

なお、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

※書類の不備による再提出及び修正を含む。

（2）提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式第2号） 1部

② 宅地建物取引士証明書の写し 1部

※仕様書の7の（2）の確認のため

③ 住民票の写し 1部

※仕様書の7の（3）の確認のため

④ 普通自動車運転免許証の写し 1部

※仕様書の7の（4）の確認のため

⑤ 企画提案書の構成（任意様式） 8部

ア 業務の実施体制（業務従事者の氏名、経歴等）

イ 業務に対する基本的な考え方（現状と将来展望）

ウ 仕様書に記載された各業務に関する提案

エ その他の独自提案

オ 業務実施スケジュール

⑥ 見積書（様式第3号）

（3）提出方法

上記（2）の提出書類を直接持参又は郵送により門川町役場地域振興課に提出すること。

(4) 提出先

門川町役場地域振興課

〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号

6 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、質問票（様式第1号）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより送信すること。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答しないものとする。

(1) 受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月11日（火）午後5時15分まで

(2) 送信先

門川町役場地域振興課

E-mail : ijyu@town.kadogawa.lg.jp

(3) 回答

質問の回答は、令和7年11月14日（金）までにホームページへ掲載する。

7 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案は、1者につき1案とする。
- (2) 企画提案書は、通しページを記載し、紙ファイル等に綴じて提出すること。
- (3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (4) 提出書類の差替及び再提出は原則認めない。
- (5) 提出書類の返却は行わない。

8 プロポーザル参加に際しての留意事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類を提出した場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要領に違反することが認められた場合
- (5) 審査員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合
- (6) 他の企画提案者と提案内容について打ち合わせを行った場合
- (7) その他、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

9 選定及び提案評価に係る事項

選定は、令和7年度門川町移住定住コーディネーター業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が、提案に関するプレゼンテーションの審査（非公開）を行い決定するものとする。

（１）審査委員会

- ① 開催日時 令和7年11月27日（木）午後 ※時間については別途通知
- ② 開催場所 門川町役場 3階会議室
- ③ 企画提案の所要時間 プレゼンテーション20分 質疑応答10分
- ④ 留意事項
 - ア 審査委員会へ参加できる企画提案者は1者につき3名以内とする。
 - イ プロジェクターとスクリーンは、門川町で準備するが、パソコンは企画提案者が持参すること。また、パソコンはHDMI端子による出力に対応していること。
 - ウ 他の企画提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
 - エ 指定時間に遅れた場合は、審査委員会への参加を認めない。
 - オ プレゼンテーションは、企画提案書に基づき行うこととするが、審査委員に分かりやすく伝えるためのプレゼンテーション用データの作成は可とする。ただし、企画提案を変更する内容のものは認めない。

（２）評価

別紙「令和7年度門川町移住定住コーディネーター業務委託プロポーザル評価基準」により評価を行うものとする。

（３）受託候補者の選定

- ① 企画提案書及びプレゼンテーションの評価の合計得点が最も高い者を受託候補者に決定し、次に得点の高かった者を次点の受託候補者とする。
- ② 最高得点者が2者以上ある場合は、見積金額の低い者を受託候補者とする。
なお、見積金額が同額である場合は、審査委員の多数決により決定する。
- ③ 審査委員会において最低基準（基準点合計の6割）を設けることとし、最低基準を満たさなかった場合は、選定対象外とする。
- ④ 企画提案者が1者のみの場合も審査を行い、最低基準を満たす場合に限り、受託候補者とする。

（４）審査結果の通知

審査結果は、すべての企画提案者に電子メールにて通知する。また町ホームページ上で「受託候補者の名称」を公開する。

10 受託候補者選定後の手続等

(1) 受託候補者との協議

受託候補者となった者と、業務内容の詳細について協議を行う。この場合、必要に応じて受託候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において、修正を求めることができる。なお、受託候補との協議が整わない場合は、次点の受託候補者と協議を行うこととする。次点の受託候補者については、審査委員会での評価を踏まえ、審査委員会で協議の上、決定する。

(2) 契約の締結

受託候補者との協議後、門川町財務規則（昭和41年3月15日規則第4号）に基づき、業務委託契約を締結する。

(3) その他

受託候補者の選定後、特別な事情により業務委託契約を締結しない場合は、辞退理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次点の受託候補者については、審査委員会での評価を踏まえ、審査委員会で協議の上、決定する。

11 担当部署

〒889-0696

宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号

門川町役場 地域振興課 にぎわい創出係

TEL：0982-63-1140

E-mail：ijyu@town.kadogawa.lg.jp